

平成30年度第1回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成30年7月30日（月）

逗子市総務部情報政策課

平成30年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成30年7月30日（月）

午後 2時00分～

場 所 逗子市役所 第1会議室

議 題

1. 平成29年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）
2. 逗子市個人情報保護条例等の一部改正について
3. 個人情報事務登録簿について
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	島 田 達 巳
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

総 務 部 長	田 戸 秀 樹
総 務 部 長 （総務・情報 政策担当）	梅 津 敏 郎
情報政策課 担当 課長	矢 島 小 百 合
情報政策課 係 課長	内 田 典 久
情報政策課 非常勤 事務員	杉 山 晴 美

会議の公開・非公開の別 公開

傍 聴 者 なし

配 付 資 料

- ・ 第 1 回 逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 逗子市個人情報保護運営審議会委員名簿
- ・ 【資料 1】 平成29年度個人情報保護制度の運用状況表
- ・ 【資料 2】
 - 2-1 個人情報保護法の一部改正等に伴う条例・規則等の改正箇所一覧
 - 2-2 逗子市個人情報保護条例（公布文・新旧対照表）
 - 2-3 逗子市個人情報保護条例施行規則（公布文・新旧対照表）
 - 2-4 逗子市個人情報保護委員規則（公布文・新旧対照表）
 - 2-5 逗子市の出資団体等の個人の情報の保護に関する要綱（新旧対照表）
 - 2-6 逗子市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程（同上）
 - 2-7 個人情報事務登録簿記入要領（同上）
 - 2-8 開示、訂正、中止及び削除の請求における請求者等の本人確認の手続要領（同上）
 - 2-9 自己情報開示に係る第三者情報の取扱い要領（同上）
 - 2-10 開示、訂正、中止及び削除の決定の処理に関する内部調整要領（同上）
 - 2-11 自己情報の訂正、中止及び削除の請求に係る調査要領（同上）
 - 2-12 個人情報取扱事務委託基準（同上）
 - 2-13 実施機関の諸制限及び自己情報に対する権利のフロー
 - 2-14 逗子市個人情報保護条例の解釈運用基準（新旧対照表）
 - 2-15 平成29年度諮問第19号 諮問・答申
- ・ 【資料 3】 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料 4】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 2 時 0 0 分開会

○矢島情報政策課担当課長 それでは、ただいまから逗子市個人情報保護運営審議会委員の皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状の交付)

○矢島情報政策課担当課長 それでは、総務部長からご挨拶をさせていただきます。

○田戸総務部長 改めまして、皆様こんにちは。総務部長の田戸でございます。よろしくお願いします。

本来ならば市長より挨拶をさせていただくところですが、先ほども申し上げましたように、本日は他の公務のため、この場に出席することがかなわなかったことをまずおわび申し上げます。

皆様方におかれましては、お忙しい中、逗子市個人情報保護運営審議会委員をお引き受けいただき、また本日、会議にご出席いただいたことを深く感謝申し上げます。

逗子市の個人情報制度は平成 4 年度にスタートし、今年で 27 年目に入っております。今日、自治体は、膨大な個人情報を保有しており、全ての職員はその適切な処理に努めているところでございます。国におきましても、個人情報保護法が改定され、要配慮個人情報や非識別加工情報の制度が導入されるなど、個人情報保護制度は一つの変革期を迎えているところでございます。当然、これまでも、またこれからも、時代が変わったといたしましても、個人情報の保護の重要性というのは常に変わるものではないと思っております。より一層市民の皆様の個人情報を保護するため、時代に合わせて適切に制度の見直しを図ることが重要だと考えております。

これからさまざまな検討課題についてご審議いただくこととなりますが、逗子市の個人情報保護制度が適切に取り扱われますように、皆様のこれまでの経験、知識を十分に市政に反映させていただきながら、これからの行政運営に生かしていきたいと考えておりますので、今後のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○矢島情報政策課担当課長 申しわけございませんが、総務部長は所用がございますので、これにて退席させていただきます。

——総務部長 退席——

○矢島情報政策課担当課長 それでは、第14期が始まりましたので、改めて職員の紹介をさせていただきます。

総務部次長の梅津でございます。

○梅津総務部次長 総務部の梅津でございます。総務と情報政策を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 私が、情報政策課担当課長の矢島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

情報公関係の担当職員を紹介させていただきます。

情報公関係長の内田です。

○内田情報政策課係長 内田です。よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 本日、審議会の庶務を担当します非常勤の杉山です。

○杉山情報政策課非常勤事務嘱託員 よろしく申し上げます。

○矢島情報政策課担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、委員の半数以上のご出席がありますので、第1回個人情報保護運営審議会を開催させていただきます。

会長が決定するまでの間、私が進行を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○矢島情報政策課担当課長 ご異議ないということで、それでは、会長が決定するまで議事を進めさせていただきます。こちらの席から失礼させていただきます。

本日、傍聴者の方はいらっしゃらないようですので、このまま進行させていただきます。

(配付資料の確認)

○矢島情報政策課担当課長 それでは、本日は任期満了後初めての会議で、新たな委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様からも、簡単で結構ですので

自己紹介をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、着席のままで安達委員から順にお願いいたします。

○安達委員 神奈川大学法科大学院で主に行政法の分野の教員をしております安達といいます。よろしくお願いいたします。

○海原委員 海原と申します。逗子市の新宿に住んでおります市民でございます。

○森田委員 弁護士の森田です。2期目ということになりました。よろしくお願いいたします。

○望月委員 弁護士の望月と申します。初めてやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○島田委員 島田でございます。逗子市の情報公開審議会委員をさせていただきます。今回、個人情報保護運営審議会委員もつとめさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

それでは、個人情報保護運営審議会規則第2条に基づきまして、正副会長の互選を議題とさせていただきます。

規則第2条第1項の規定により、委員の互選により定めることになっております。どなたかご推薦、自薦、他薦を問いませんので、どなたかお願いできませんでしょうか。

すみません、どなたかいらっしゃらないでしょうか。

そうしましたら、ご発声がないようですので、事務局からご提案させていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○矢島情報政策課担当課長 では、前期副会長を務められました安達委員を会長にお願いすることでご提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

安達委員、いかがでしょうか。

○安達委員 はい、ほかの立候補者がいないのであればお受けします。

○矢島情報政策課担当課長 よろしいでしょうか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

○矢島情報政策課担当課長 それでは、安達委員が会長に決まりました。よろし

くお願いいたします。

会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては会長にお願いいたします。

会長、お席の移動をお願いいたします。

席へ移動していただきますので、しばらくお時間をいただけたらと思っております。

(席移動)

○安達会長 それでは、簡単にご挨拶をさせていただきます。

安達でございます。ことし6期目とはなっていますが、私、この審議会の委員に就任したのは、2010年4月、平成22年4月でございます。8年間というと、本来は4期終わって5期目ということになるんですが、1期目は4月に就任して5月に任期満了と、前任者の残任期だけでしたので、実質は5期目ということになります。とはいえ、いつの間にか、委員の皆様の入れかわりが多くて、一番私は在任期間が長いというふうになりましたので、そこで会長というお役目を引き受けるということになったんだろうと認識しております。ひとえに委員の皆様のご協力、そして事務局の皆様のご協力ということに支えられて、誠心誠意させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続いて副会長の選任について、これも互選というふうになっているようですが、自薦、他薦、いかがでしょうか。

特にご発言がないようでしたら、私のほうから推薦させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、私に次いで任期の長い森田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森田委員 ご異存がなければお受けします。

○安達会長 では、森田委員、よろしくお願いいたします。

では、新副会長からご挨拶を一言お願いいたします。

○森田副会長 私、ここは今2期目ですが、逗子市さんとはいろいろおつき合いもありまして、情報公開審査委員、個人情報保護委員というのを2000年から11年、10年余りやってきたという経過はございます。そんな縁があってこちらの

審議会をやっておりますが、安達先生とはいろいろ神奈川大学でのつき合い等もありまして、お手伝いできればと思いますが、実際のところ、副会長というのは余りやることはないので、割りかし気楽にしておるんですが、私は葉山町でも同じような審議会の副会長をやっていたんですが、会長さんが体調を崩されて急遽代役をやることになり、非常に大変な目に遭っておりますので、ぜひ安達会長にはくれぐれも健康に留意されて、ぜひ頑張ってくださいと思っています。よろしくお願いします。

○安達会長 それでは、これから議題のほうに入らせていただいて、まず、議題の1ですが、平成29年度個人情報保護制度の運用状況についてということで、まず事務局から報告をお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、お手元に配付しました資料1になりますが、平成29年度個人情報保護制度の運用状況をごらんください。こちらは、平成29年度1年間のものをまとめたものです。

1の個人情報取扱事務の登録状況及び審議会の意見ですが、個人情報取扱事務の登録状況につきましては、平成28年度末に644件でしたが、平成29年度に新規が59件、抹消が60件ありましたので、結果、平成29年度末で643件になっております。平成29年度中の変更は162件ありました。こちらにつきましては、昨年度の審議会でもご報告させていただきましたが、平成29年4月1日付で機構改革がありまして、市長部局の子供セクションが教育委員会へ移り、また、課名や所管の変更もありましたので、新規、抹消、変更が例年よりも多くなっております。

それから、運営審議会の意見についてはございませんでした。

それから、2の審議会への諮問状況になります。そちらにつきましては5件です。5ページが諮問の一覧で、昨年度、当審議会でも審議いただいた内容、結果となっております。後ほど簡単にご説明させていただきます。

2ページ目の3、開示請求件数及び決定等の内訳につきましては、開示請求件数が7件で、その内訳は、全部開示が5件、一部開示が1件、取り下げが1件となっております。4ページが、その請求内容及び処理状況となっております。こちらでも後ほど簡単にご説明させていただきます。

4は、請求の所管別内訳です。職員課が1件、市民協働課が1件、障がい福

祉課が1件、高齢介護課が2件、国保健康課が1件、教育委員会の子育て支援課が1件となっております。

それから5は、同一人による請求件数の内訳です。1件請求した方が7人と、同一人による複数の請求はありませんでした。

それから、6は簡易開示の実施状況で、こちらは条例第18条に基づく特例開示請求になります。職員課が8件、高齢介護課が1件、消防総務課が4件となっております。

それから、7の行政不服審査法に基づく審査請求はゼロ件です。こちらの事務につきましては、総務部の総務課が担当しております。

それから、8の条例に基づく不服申出等の状況はゼロ件です。

9の類型諮問に係る利用・提供の実施状況につきましては、こちらは平成26年10月7日付運営審議会答申に基づく第10条第1項4号関係の報告となります。順番に、軽自動車税賦課事務に係る刑事訴訟法197条第2項に基づく照会による提供が18件、道路交通法第51条の5第2項照会が205件となっております。市営駐車場維持管理事務・放置自転車等対策事務に係る刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会はゼロ件でした。それから、防犯カメラ設置・管理運用事業に係る刑事訴訟法197条第2項照会に基づく提供は、環境都市課が6件、文化スポーツ課が6件、子育て支援課が3件ありました。

4ページの10、請求内容及び処理の状況につきましては、先ほど3の開示請求件数及び決定等の内訳でお話しさせていただきましたとおり、請求件数は7件となっております。ナンバー1は職員課で、全部開示となっております。ナンバー2は高齢介護課で、こちらも全部開示となっております。ナンバー3、こちらは国保健康課で、取り下げとなっております。ナンバー4、市民協働課は全部開示となっております。それからナンバー5の高齢介護課は、全部開示ですが、主治医への確認調査のため延長決定がされた後、開示されました。それから、ナンバー6の子育て支援課ですが、こちらは一部開示で、請求者以外の個人情報、それから個人の指導等に関する情報、協力関係維持情報が非開示となっております。ナンバー7の障がい福祉課は、全部開示となっております。

次に、5ページとなります。11の個人情報保護運営審議会への諮問一覧になります。昨年度は5件、当審議会へ諮問がありました。内容的には記載のとお

りですが、ナンバー１の一部を除き、適当との答申をいただきました。うちナンバー２につきましては、当課の諮問ですが、継続してご審議いただきました。ありがとうございました。

それから、６ページ目に移りまして、６ページ目は当審議会の開催状況ということで、平成29年度は６回開催させていただきました。課題等につきましては、記載のとおりです。

簡単でございますが、以上でございます。

○安達会長 ありがとうございました。

ただいまの報告についてご質疑、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告を承認ということにさせていただきます。

では次に、議題の２に入らせていただきます。議題の２は、逗子市個人情報保護条例等の一部改正についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 逗子市個人情報保護条例の一部改正につきましては、先日開催されました平成30年逗子市議会第２回定例会におきまして可決されました。平成30年６月27日付で公布、施行されましたので、ご報告させていただきます。

昨年11月に、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正についてということで、資料２－15のとおり諮問をし、平成30年３月29日付で答申いただいたところですが、再任の委員におかれましては、時間をかけてご審議いただきましてありがとうございました。きょうは、新任の委員もいらっしゃいますので、改正の要点をお話しし、後ほど新旧対照表に基づきご報告をさせていただければと思います。

それでは、資料２－15の諮問・答申に基づいてお話をさせていただきます。

平成27年９月に個人情報保護法の改正法が公布されまして、平成28年５月に、行政機関個人情報保護法についても個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の規定等に関し、個人情報保護法を踏まえた改正法が公布され、両法ともに平成29年５月に施行されております。本市におきましては、従前からの逗子市個

個人情報保護条例における個人情報利益の保護の考えを前提としつつ、改正された法との整合性を図り、制度の円滑な運用を図るため条例を改正したものです。

改正事項につきましては、1番目に個人情報の定義、こちらは第2条関係になりますが、法の改正の趣旨を踏まえまして、条例における個人情報の定義に個人識別符号を追加する等の改正を行い、個人情報の定義の明確化を図りました。

それから2番目に、要配慮個人情報の定義及び取り扱いについて、こちらは第2条関係、第6条関係、第7条関係となりますが、条例における機微情報の取り扱い制限は維持しつつ、新たに要配慮個人情報に関する定義を加え、個人情報事務登録等の記録の内容に要配慮個人情報が含まれる旨を記載することとしました。こちらにつきましては、新しく定義された要配慮個人情報と従来の取扱い制限項目との関係で、審議に多くの時間を割いていただきました。要配慮個人情報のうちの一部について、取り扱い制限がかかるということになりますが、今後運用する中で課題等ありましたらご報告、検討をお願いしたいと考えております。

それから3番目に、事業者に関する規定につきましては、第32条関係になりますが、個人情報保護法の改正により、個人情報を事業に活用する全ての事業者に同法が適用されることになりましたが、市においても、事業者が取り扱う個人情報について引き続き保護を図るため、条例の規定を維持することとなりました。

それから4番目に、非識別加工情報の仕組みの導入と目的規定についてとなりますが、本制度の導入については、課題の整理等を行った上で慎重に対応すべきであり、現段階での導入は尚早と考え、今回の条例改正には含めないこととしました。ですので、目的規定、第1条関係も改正をしておりません。

それから、個人情報の定義、第2条関係について3点ほど検討がございました。

1点目は、死者に関する情報についてとなりますが、死者に関する情報については、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法では個人情報の定義に含めていませんが、本市においては、対象が生存者に限るかどうか明確に規定していませんが、死者の情報についても生存者の情報と同様に適切な取り扱いの確

保されてきたところであり、現行の水準を維持することとし、改正は行わないこととしました。

それから２点目は、個人情報の定義が改正されたことから、今まで個人情報と定義していた情報を「保有個人情報」と定義し、個人の情報として定義していた情報を「個人情報」と改正したものです。こちらにつきましては後ほどご報告しますが、かなりの該当箇所がありました。

それから３点目は、個人情報の定義には、個人事業主及び団体の役員に関する情報を除外しておりましたが、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の定義に合わせまして、除外規定を削除し、個人情報の定義に含めました。こちらのほうは、できる限り法との整合性を図るということで改正させていただきました。

以上、資料２－１５に基づきまして、主な改正点についてご報告させていただきました。

また、条例のほか規則、その他解釈運用基準等につきましても改正をしましたので、ご報告をさせていただきます。

本来、お時間があれば条例ほかの改正案につきましてもご意見等を賜りたかったところですが、条例の施行にあわせまして改正しましたので、今回はご報告ということになります。

それでは、資料２－１に戻りましてご説明させていただきます。

こちら、個人情報保護法の一部改正に伴う条例・規則等の改正箇所一覧ということで、個人情報保護条例関係、規則、規程、要綱、要領等で改正が必要であったものについて一覧にさせていただきます。改正がありましたのは、１ページにあります逗子市個人情報保護条例、こちらは後ほど新旧対照表で内容をご説明させていただきます。

それから２ページ目になります。逗子市個人情報保護条例施行規則、こちらも後ほど新旧対照表でご説明いたします。

それから３ページ目、逗子市個人情報保護委員規則、こちらは様式のための改正となっております。

それから次に、逗子市の出資団体等の個人の情報の保護に関する要綱、こちらは要綱名の改正も含めまして、個人の情報を個人情報に改正いたしました。

こちらは資料の２－５になります。

それから３ページ目の一番下ですね、逗子市特定個人情報の取扱いに関する管理規程ということで、こちらは「特定個人情報等」を「保有特定個人情報等」に改正いたしました。こちらは資料２－６になります。

それから、４ページ目に移りまして、個人情報事務登録簿記入要領、こちらは、個人情報事務登録簿の様式が改正となりまして、要配慮個人情報について該当する記録の有無に関する記入について追加されましたが、そちらが主な改正となります。こちらは資料２－７になります。

それから次に、開示、訂正、中止及び削除の請求における請求書等の本人確認の手続要領、こちらは、「個人情報」を「保有個人情報」に、「特定個人情報」を「保有特定個人情報」にが主な改正点になっております。こちらは資料２－８が該当の資料になります。

それから自己情報開示に係る第三者情報の取扱い要領、こちらのほうにつきましても「個人情報」を「保有個人情報」に改正しました。また、個人事業主、団体役員に関する情報を個人情報に含めることとしたため、除外規定のほうを削除しております。こちらは資料２－９になります。

それから、開示、訂正、中止及び削除の決定処理に関する内部調整要領、こちらのほうは「個人情報」を「保有個人情報」に改正いたしました。こちらは資料の２－１０になります。

それから、４ページ目の自己情報の訂正、中止及び削除の請求に係る調査要領、こちらのほうも「個人情報」を「保有個人情報」に改正しました。こちらは資料２－１１になります。

５ページに移りまして、個人情報取扱事務委託基準、こちらは資料２－１２になりますが、「個人情報」を「保有個人情報」に改正いたしました。

それから、実施機関の諸制限及び自己情報に関する権利のフローということで、こちらは「個人情報」を「保有個人情報」に、「特定個人情報」を「保有個人情報」にが主な改正点となっております。こちらは資料２－１３になります。

それから、後ほどご説明させていただきますが、逗子市個人情報保護条例解釈運用基準ということで、資料２－１４で、条例、規則とあわせまして新旧対照表で後ほどご説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしました資料 2－2 に基づいてご説明させていただきます。

逗子市個人情報保護条例の改正新旧対照表をごらんいただいて、まず 1 条になりますが、目的では「かんがみ」を漢字表記にしまして、「個人情報の開示」を「保有個人情報の開示」に改正しております。

それから、2 条は定義ですが、3 号の個人情報の定義は、国と同様に、個人識別符号を含め明確化いたしました。

それから、3 ページ目の 4 号、要配慮個人情報は、記載のとおり 6 条 2 項に定める項目のほか、病歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして、規則で定める記述等が含まれる個人情報を要配慮個人情報と新しく定義いたしました。

それから、5 号の保有個人情報も記載のとおりですが、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得して当該実施機関が現に保存または保管している個人情報を、今までは個人情報と定義してきましたが、改正しまして、新しく保有個人情報と定義したものです。

それから 8 号は、保有特定個人情報の定義を新しく設けたものです。

それから 4 ページになりますが、改正前は 7 号で電子計算機処理が定義されておりましたが、こちらは条文に電子計算機処理がないため削除しまして、7 条関係の個人情報取扱事務の登録の解釈運用基準に記載することといたしました。

それから、11 号、本人の定義で、「個人情報」の後の「又は個人情報に該当しない特定個人情報」を削除しましたが、こちらは、個人情報の定義にいわゆる個人事業主及び団体の役員に関する情報を含めることとしたことから、条例上の個人情報に含まれなかった、条例、番号法上の特定個人情報についても条例上個人情報に含まれることとなったことから、削除したものでございます。

それから、4 条、事業者の責務では、「個人の情報」を「個人情報」に改正したものです。

それから、5 ページ目の 5 条、こちらは市民の責務も同様の改正となっております。

それから、7条、個人情報取扱事務の登録は次のページになりますが、6号で「個人情報」を「保有個人情報」に、それから8号に「要配慮個人情報の記録の有無」を追加する改正となります。

それから、8ページに飛びまして、9条から11条までは、「個人情報」を「保有個人情報」に、それから「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改正しております。

それから、飛びまして11ページになります。11ページの12条につきましては、個人情報の安全性、正確性等の確保措置が規定されていますが、こちらは「その保有する個人情報」を「保有個人情報」に改正しまして、「安全」と表記されていたところを「完全」に改正しました。こちらは当初より「安全」と表記されていましたが、第1項が安全性、第2項が正確性等の確保措置を規定しており、誤表記と思われましたので改正させていただきました。

それから12ページ、14条、自己情報の開示請求です。こちらは、1項で「個人情報」を「保有個人情報」に、また左側にあります括弧書きは、先ほど2条でご説明させていただきましたとおり、条例、番号法上の特定個人情報について、条例上の個人情報に含まれることとなったことから、括弧書きを削除したものです。

それから、2項では「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に、3項では「個人情報」を「保有個人情報」に、4項では「個人情報」を「保有個人情報」とするとともに、13ページ目の一番上になりますけれども、2号において、やはり括弧書き、「個人が営む事業に関する情報に含まれる当該事業に関する情報を除く。」を加入する改正をいたしました。こちらにつきましては、当初案から抜けておりましたが、旧の委員にはメールでご連絡させていただきましたとおり、個人事業主の事業に関する情報につきましては3号で判断されるため、加入させていただいたものです。

それから、14ページの14条の2から29条までにつきましては、「個人情報」を「保有個人情報」に、「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改正しております。

飛びまして、25ページの第30条、出資団体等の個人情報の保護では、「個人の情報」を「個人情報」に改正しております。

それから、26ページになりますが、31条の2、指定管理者に関する特例では、「個人の情報」を「個人情報」に、それから、「この条」の後に「第36条及び第37条」を加える改正をいたしました。

36条から42条も、「個人情報」を「保有個人情報」に、「個人の情報」を「個人情報」に改正しました。

以上が条例の改正点でございます。

次に、続けてよろしいでしょうか。

資料2－3の個人情報保護条例施行規則の改正新旧対照表をごらんください。

横の新旧対照表になりますが、1ページ目の2条、定義3項で、条例2条1項4号で、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等について規定しています。病歴または犯罪歴に該当するものは除いたものとして、1号から5号まで規定いたしました。

それから、次のページの2ページになりまして、5条につきましては、号ずれがありましたので改正したものです。

それから、6条から13条までは、「個人情報」を「保有個人情報」に、「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改正したものです。

8ページ目に移りますけれども、別表各様式につきましては、それぞれ括弧書きで第何条関係というのを加えさせていただきました。1号様式の個人情報事務登録簿につきましては、要配慮個人情報の欄を設け、要配慮個人情報の記録の有無を記載できるようにしました。それから、様式内の「個人情報」を「保有個人情報」に、「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改正しております。

以上が施行規則の改正点でございます。

次に、資料2－14、逗子市個人情報保護条例解釈運用基準の改正新旧対照表をごらんください。最後の資料になります。

こちらにつきましては、かなりありますので、「個人情報」を「保有個人情報」に、「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改正した部分や、号ずれ等の軽微な改正については省いてご報告させていただきます。

7ページの2条関係に飛びますけれども、7ページ、2条関係になりますが、

号がずれましたので、号を変えたもの、内容が変わったもの、新規にふえたものが混在してしまっていて、わかりづらいところがありますが、順を追ってご説明させていただきます。

まず、3号関係、こちらは個人情報については、7ページから12ページまで記載しております。

9ページの改正後の欄、右側の欄になりますが、イで「個人に関する情報」、ウで「文書」、エで「特定の個人を識別することができる」、オで「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」についての解釈を設けました。オでは、他の情報との照合に関しまして、行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を条件としない旨を規定いたしました。

それから、11ページに飛びまして、カでは、個人識別符号についての解釈を新規に設けました。

それから、12ページに移りまして、4号関係、要配慮個人情報につきましても、新しい定義ですが、第6条2項に規定された項目は、従来どおり取扱い制限項目であり、ア、イ、ウ、エに示しまして、6条2項関係の解釈を参照し、取り扱いに注意するよう規定しました。

また、病歴ほかその他の項目についても、不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報として、要配慮個人情報に位置づけられているものについて該当するものを規定しました。

それから、15ページに移ります。一番下の5号関係、保有個人情報の定義につきましても、今まで3号、個人情報の解釈であったものを一部5号に移行したものです。

それから、17ページの一番下、8号関係、保有特定個人情報につきましても、新規ですので、解釈を設けさせていただきました。

それから、18ページ、旧7号関係の電子計算機処理につきましても、定義から削除しましたので、解釈も削除しております。

以上が2条関係の解釈運用基準の主な改正点です。

それから、21ページ、4条関係につきましても、「個人情報」と「個人の情報」についての解釈になりますが、「保有個人情報」と「個人情報」に改正し

ましたので、そちらのほうの解釈は削除させていただきました。

それから、23ページ、6条関係では、取扱い制限項目は、要配慮個人情報の一部であることを記載させていただきました。

それから、30ページに飛びまして、7条関係、個人情報事務登録簿になりますけれども、要配慮個人情報の記録の有無について記載いたしました。

また、2条関係定義で電子計算機処理に関する部分を削除しましたので、32ページになりますが、7条関係の運用欄に電子計算機処理について記載するものです。

少し進みまして、51ページになります。

わかりづらいんですが、51ページは10条関係、個人情報目的外利用及び提供についての条文の解釈になりますが、本人通知の例外についての解釈の表記について若干整理をさせていただきました。

それから、57ページに飛びまして、12条関係、個人情報の安全性、正確性等の確保措置についてですが、「安全」を「完全」に改正したことによる整理や重複表記の整理をさせていただきました。

それから、62ページまで飛びまして、14条関係、自己情報の開示請求権になりますが、個人事業主、団体の役員に関する情報を個人情報に含めることとし、条例上の個人情報に含まれなかった、条例、番号法上の特定個人情報が条例上の個人情報に含まれることとなったため、趣旨欄の一部を削除させていただきました。こちらは、16条、20条、23条、25条にも同様に記載されていたものを削除いたしました。

それから、ずっと飛びまして、すみません、105ページまで飛びます。こちらは、105ページが20条関係になりますが、20条関係、自己情報の訂正請求権です。それから、119ページの23条関係、自己情報の中止請求権、124ページの25条関係、自己情報の削除請求権の解釈に12条関係の規定が引用されておりましたが、12条の改正があったことによりまして見直しし、一部削除した点がございます。

以上が解釈の運用基準の改正となります。このままではわかりづらいため、なるべく早く新しいハンドブックを改正できるように頑張りたいと思います。

すみません、議題2の報告につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

いたします。

○安達会長 ありがとうございます。

大分資料が大量ですね。なかなか頭に入らないかもしれませんが、ただいまの報告についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ハンドブックはいつごろでき上がる予定でしょうか。

○内田情報政策課係長 今準備中ですので、来月、再来月ぐらいでつくりたいと思っていますが。

○安達会長 そうですか。8月、9月中ぐらい。

○内田情報政策課係長 そうです。

○矢島情報政策課担当課長 少人数の職員で対応しておりまして、なかなか手が回らない部分もありますが、努力していききたいと思います。

それから、登録簿につきましても、現在提出されています書式のデータ移行を当課でしまして、各課に配付しまして、それで整い次第、全件見直しをかけていきたいと考えております。

要配慮個人情報につきましては、まず事業名を把握しまして、その後、どのような目的で収集し利用しているかを確認していききたいとは思いますが、まずは扱っている課、事業の拾い出しということでやっていききたいと思っております。

○安達会長 大部分は言葉の整理の問題で、あと特に主要なところとしては、要配慮個人情報という考え方を今回新たに導入したということ。

○矢島情報政策課担当課長 あと個人情報の定義を明確化しましたので、個人識別符号についてずらずらと書いている部分があるんですけども、定義、解釈も書かせていただいております。

○安達会長 ということですが、きょうの説明だけで十分ご理解いただいたというふうにはならないでしょうけれども、とりあえずきょうの時点で何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

資料をお持ち帰りいただいて、お時間のあるときにお目通しいただければと思いますけれども、大量にありますのでなかなかそうもいかないのも、必要に応じてその都度、何か問題があればご意見を頂戴するというふうにしたいと思います。

○矢島情報政策課担当課長 よろしく申し上げます。

○安達会長 特に何かご発言ございますか。よろしいですか。

それでは、ご報告については承認ということにさせていただきたいと思います。

では、この議題は以上としまして、議題の3のほうに移らせていただきます。

議題の3は、個人情報事務登録簿についてということです。

これも事務局からご報告をお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、個人情報事務登録簿について、お手元の資料3をごらんください。

登録件数643件から3件増の646件となります。いずれも市長部局になっております。

新規の1点目につきましては、文化スポーツ課のプール券発行事務になります。市立並びに市内在住の私立及び国立の小中学校生が対象で、プール券を発行するに当たっては、住所氏名等を記入した発行願を市に提出いただくもので、記録の名称はプール券発行願になります。こちらは市立の児童・生徒は基本的に学校を通じて渡すため、紛失等の対応となると思います。

それから2点目は、文化スポーツ課の「東京五輪音頭」のCD・DVDの貸し出し事務となります。こちらは、平成30年7月からの事業開始となっております。こちらは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から貸し出し協力依頼があり、貸し出し物品として管理する必要があるため、貸出届に届出者の住所氏名等を記載していただくものです。

それから3件目は、障がい福祉課の障がい者の住みよいまちづくり推進事業となります。こちらは、30年4月からの事業となっております。こちらは、備考欄に記載しましたが、こちらの備考欄は小さいので、ちょっと申しわけないんですけども、こちらは平成28年度教育研究所実施の子育てサポーター初級講座、平成29年度の社会教育課実施の子育てサポーター初級講座及び教育研究相談センター実施の子育てサポーター中級講座を障がい福祉課のこころのバリアフリー連続講座として引き継いだものです。記録の名称は記載のとおりで、個人情報の収集は本人から、また、託児依頼につきましては、社会福祉協議会に依頼するため、保育者名簿が提供されます。こちらは、早速、3ページのこ

この障がい者の住みよいまちづくり推進事業のところの講座参加者名簿の心身事項のところ、障がい、傷病歴、健康状態のところ、全部が入っていましたので、確認しましたところ、こちらのほうにつきましては、場合によって、手話通訳、要約筆記の希望がある場合にこのような情報を収集するということです。

それから、変更につきましては2件ございました。変更は2件で、教育委員会となります。

変更の1件目は、社会教育課の各種講座事業事務です。手書きで記載した部分の変更となります。こちらは、保育申し込み名簿や講師の情報についての記載が抜けていたこと、また、参加者が手話通訳、要約筆記等の支援が必要な場合は、障がいの状況等が収集されますので、心身事項にチェックを入れ、変更するものです。

それから、一番最後のページの2件目、学校教育課のプール券発行事務になります。こちらの事業は、平成29年度で事業廃止となっております。先ほど新規で文化スポーツ課が同じ事務名称で登録していますが、教育委員会としては事業が廃止となりまして、文化スポーツ課に事業を引き継いだものではないため、29年度の記録の保存期間が終了した時点で抹消の手続をしますので、今回は事業の終了年月日だけを追加記載したものとなっております。

以上が個人情報事務登録簿の変更状況のご報告ということになります。よろしくご審議をお願いいたします。

○安達会長 ありがとうございました。

ただいまの報告についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○森田副会長 よろしいでしょうか。

○安達会長 はい、どうぞ。

○森田副会長 最初のほうのプール券ですけれども、これは対象は、市立、市内在住の小中学生で、それを対象に、希望する人に発行するということなんですか。

○矢島情報政策課担当課長 市立の小中学生につきましては、学校を通して、1回券だけですけれども、今回、予算の削減がございまして、前は10回券だったんですが、1回だけお配りするという形であるのですが、市内在住の私立です

とか国立に行かれている方については、それを受け取る機会がないので、こちらのほうでプール券発行願でお渡しするという形になります。

○森田副会長 そのプール券発行願を出す人に関してそれが適用されるというか、それを想定してのこと。

○矢島情報政策課担当課長 はい、希望者ということです。

○森田副会長 普通に黙って渡す人については、特別これは対象にはならないということですか。

○矢島情報政策課担当課長 市立の小中学生については、この願いを出してということはないです。

○森田副会長 全員にかかっているという場合には特別に情報を収集する必要はないから、これの対象にはならない、個別に発行願を出す人についてこういったことを収集すると、そういうことですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○海原委員 もう終わりだからいいと思うんですけども、個別というのは、市外も含めるということですか。対象者は、プール券を発行する。

○矢島情報政策課担当課長 市内にお住まいの、市立の学校でない学校に通われている小中学校生に配る。

○森田副会長 私立及び国立の。

○矢島情報政策課担当課長 に通われている小中学校生。

○海原委員 それならばいいと思います。

○矢島情報政策課担当課長 はい。1回券だけで、ちょっとかわいそうなんですけれども。

ただ、市民交流センターというのは温水プールがございまして、そちらのほうは、そのカードを持って割引きができるみたいなので、1回限りで使えなくなるわけではなくてということで。なくした場合は市立の小中学校生も、場合によってはこれを書いてもらってという形で対応することがあります。

○森田副会長 そのなくした人に再発行する場合もこれに当たるということですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○安達会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○島田委員 個人情報事務登録簿ですが、これは先ほど運用状況との関連で、現在643件あるという理解でよろしいですか。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね、今回3件ふえましたので646件になりましたということで。今、先ほどの要配慮個人情報のところも入れまして、全件見直しを秋口までには必ずかけますので、またご報告をさせていただきます。

○島田委員 そうですか、はい。

それと、細かいことですが、記録の名称ですね、登録項目で、例えば容姿といますか、写真ですよ、具体的に。そういうものを収集しているものはあるのかと思いますがね、写真とか個人情報というのは。容姿といますかね、それは項目の中ではどういうふうになっているんですかね、登録簿では。

○矢島情報政策課担当課長 今、ちょっと事務登録簿があるのですけれども、防犯カメラの事業がございましたので、そちらのほうは登録をさせていただいております、電磁的記録媒体として。写真の場合はどうかということですかね。

○島田委員 そうですね。

○森田副会長 項目としてどうなのかということですかね。

○島田委員 項目として収集しているのかどうか。あるいはしている場合は、この登録簿に記載がされているかどうか、そういうことですね。

○矢島情報政策課担当課長 そのあたりも、今回の改正というか、今回にあわせて、防犯カメラ映像でしたら登録はしているんですが、写真のところまでちょっと注意深く全件見ていないので。

○安達会長 防犯カメラの登録簿ではどの項目にチェックが入っているんですかね。

○矢島情報政策課担当課長 恐らくその他のところに何か防犯カメラ映像という形で書いて、電磁媒体でチェックが入っていると思うんですけれども。

○安達会長 もし個人写真を収集するという場合には、同じようにその他の項目に例えば写真という言葉が入るということでしょうか。今まで余り例があった記憶はないんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長 写真となると、広報とかも写真は撮ってますね。

○森田副会長 ただ、写真という見方ではなくて、例えば顔が写っていれば容貌、

あるいは体が写っていれば、何ていうんでしょうかね、肢体というか、何かそういう。

○島田委員 通常は容姿じゃないでしょうか。

○森田副会長 ええ。個人情報として言えば容姿ですよ。そういう方法がないかと。

○島田委員 例えば、先ほどおっしゃった、広報に掲載すると、そういうときに写真を収集すると。そうすると、収集してあれば、登録がどういうふうにされているかということです。

○海原委員 新聞なんかだと、基本的に事前に映り込みますよ、と、了解をとって、NGの方はとらない。ただし、事件の場合は入っちゃうという形で、曖昧です。

何が問題かということ、個人が特定されてしまう場にいたときに、撮影されてしまうということが、一番不利益をこうむっているということだと思いますけれども。

○森田副会長 そうなので、これは何か項目が必要じゃないかと、そういう論点かとは思いますが。

○内田情報政策課係長 広報ではちょっと見つからなかったんですが、例えば高齢介護で、徘徊高齢者対策事業などで、徘徊高齢者のSOSの依頼書、そういったものにその方の写真をつけて収集しているという例がございます。その場合は、記録の名称のところに写真ですとか、身長、体重、容貌だとか、そういったところから記載をされているところもあります。

○安達会長 それは項目としてもう初めから上がっているんですか、その他ではなくて。

○内田情報政策課係長 記録の名称としてはSOS依頼書ですが、それに添付されている書類として、写真ですとか。

○矢島情報政策課担当課長 その他欄です。

○安達会長 その他欄ですか。

○内田情報政策課係長 はい。

○矢島情報政策課担当課長 ひげとか、そういう。ひげがあるかどうかとか。

○安達会長 その他欄に追記をするということですね。

- 内田情報政策課係長 はい。基本事項に書ききれないところは、その他のところで記載させていただいております。
- 安達会長 その場合の表現は。
- 矢島情報政策課担当課長 写真と書いてあります。
- 安達会長 単に写真ですか。
- 矢島情報政策課担当課長 それ以外に、粋が4つぐらいのところに、ひげとか頭髪の状況とか、そういうのも全部細かく書いてあります。
- 海原委員 先ほど言ったけれども、とっていいよという人もいるけど、少し気をつけて。
- 矢島情報政策課担当課長 他市の写真の登録簿の状況とかは確認をとらせていただいております。
- 内田情報政策課係長 工事の現場写真だとか、公開請求で資料として見る機会があるんですけれども、大体、個人がもともと写らない状態で写している場面がほとんどです。市の職員は写っても、一般市民は写らなかったり、後ろを向いていたりですとか。
- 森田副会長 そういう場合は問題にならない、個人情報ですからね。だから個人情報であるところが問題なので、だから本来はただ写真ではなくて、その個人情報である写真で、だから顔写真ならば顔写真という書き方をする必要がありますと思うんですけれども。
- 矢島情報政策課担当課長 そのあたり、また他市等の記載状況も含めまして、逗子市のものも全件ちょっと見て、報告でよろしいでしょうか。
- 島田委員 例えば、僕は町田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員をやっているんですが、項目には容姿という形ではっきり掲載されているんですよね。
- 矢島情報政策課担当課長 そのほうがわかりやすくなりますね。
- 島田委員 それでちょっとどうかなと思ったんですけれども。
- 矢島情報政策課担当課長 わかりました。ありがとうございます。ちょっと検討させていただきます。
- 安達会長 容姿という表現の場合には、顔写真だけというのは入らないんですか。顔だけだと、それはまた別ですか。
- 矢島情報政策課担当課長 例えばひげですとか頭髪の白髪とか、そういうのも

入ってくるんですかね。

○安達会長 容姿というと、全身か、あるいは上半身ぐらいなのか。

○矢島情報政策課担当課長 顔写真なんですかね。

○安達会長 また別なんですか。容姿の中に全部入ってしまう。

○島田委員 容姿といって、大体写真が多いですけどもね。

○安達会長 そうですか。

その辺の現状はどうなっているかというのは調べていただいて。

○矢島情報政策課担当課長 はい、次回でもよろしいでしょうか。

○安達会長 そうですね、次回にでもご報告をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この議題についても承認という扱いにさせていただきます。

それでは、議題の最後（４）ですが、その他について何か事務局はありますか。

○内田情報政策課係長 それでは、私のほうからそのあたりにつきましてご報告をさせていただきます。２点ほどございます。

まず１点目は、資料４の特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出状況についてです。こちらのほうは、時々この審議会でもご報告させていただいております、特定個人情報の保護評価に係る基礎項目評価書の国への提出・公表状況のまとめ一覧でございます。こちらになります。特定個人情報の保護評価は、個人番号が付番されました特定個人情報ファイルを保有するときに、その漏えいなどのリスクを分析して、そのリスクを軽減させるための適切な措置ということで宣言をしているものとなります。

今回は、既に公表している保護評価書の一部記載変更がありましたので、そのご報告となります。内容につきましては、個人情報保護委員会から通知がありまして、一部表記の変更通知がございました。評価書の変更を受けまして、評価実施機関における担当部署の所属長という欄があるんですけれども、そこが所属長の役職名に、軽微な変更なんですけれども、一覧表で申し上げますと、この７月２日というふうに書いてある事務が、今回の変更部分です。全部で１７の事務がございました。

ご参考までにサンプルとして次のページに、評価書番号5番であります市県民税の賦課に関する事務基礎項目評価書というのを提示させていただいております。基本的にこれと同じ並びで変更されました。

参考と書いているその基礎項目評価書、これを1ページめくっていただくと両開きになると思うんですけども、左側に関連情報と書いてありますが、右側にしきい値判断項目という評価書の様式が出ているかと思います。右側のページのしきい値判断項目のちょっと上のほう、5番の評価実施機関における担当部署、部署が総務部課税課、②として所属長の役職名、課長と書いてあります。このところが、今までは所属長のみ記載されていたので、市町によって、具体的な課長名まで記載する市とそうでない市が混在していたんですけども、このあたりが統一になります。これと同じ並びで、ほかの事務も同様に変更させていただきました。

全部の評価書を変更していない理由は、この通知が経過措置がございまして、来年6月までは現行の様式でも構わないという通知でした。今回の17事務につきましては、年に1回、記載事項に変更がないか見直し依頼を所管にかけておりまして、そのタイミングで直させていただいたものです。残りの事業も順次、年に1回の確認にあわせて修正させていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

あと、全体事務が21、1つ欠番になっておりますが、その他基本的な記載内容は一切変更はございません。よろしくお願いいたします。

○安達会長 まずこれについていかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございますか。

○森田副会長 個人情報保護委員会の指摘で、表現をこういうふうにしてくださいみたいな話は結構あるんですか。

○内田情報政策課係長 余りないです。

○森田副会長 今回は例外的にそういう感じの。

○内田情報政策課係長 そうですね。あと、ことしの年末にかけて、評価書のフォーマットそのものがまた変更になるようですけども、またその詳細は9月ごろ来るようなんですけども、人口が少ない市ですと、基礎項目評価書という割とシンプルな評価書になるんですが、大都市になりますと、現行の評価に

加えてもう少し情報漏えいのリスクに関する対策ですとか、そういったことを詳しく記載した評価書になってきます。

いずれにしましても、年に1回、必ず所管課には見直しをかけておりますし、5年に1回、評価替えといいますか、再評価ということでこの評価書を見直しております。

○安達会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

現状では、このしきい値の500人以上という基準に達するものはないということですか。

○内田情報政策課係長 そうですね、はい。しきい値判断項目で判断しますと、逗子市の項目評価はすべて基礎項目評価となっております。

○森田副会長 基礎項目評価の場合は、逗子の場合、この審議会へは報告をするという形ですか。

○内田情報政策課係長 はい、ご報告はさせていただきます。

○安達会長 よろしいですか。ほかにご質問はいかがですか。

ないようでしたら、じゃ、次の項目。

○内田情報政策課係長 もう一つご報告といいますか、次回の審議会の日程調整のほうをさせていただきたいと思うんですけども。

(日程の調整)

○内田情報政策課係長 復唱をさせていただきます。

次回、第2回審議会が9月25日火曜日午後3時から、それから第3回が11月12日月曜日午後2時から、第4回が1月25日金曜日午後2時から、最終回第5回が3月25日午後2時から、月曜日です。

よろしいでしょうか。

○安達会長 では、このように予定させていただいて、もし万が一ご都合が悪い人がいたら申し出いただければと思います。

○内田情報政策課係長 はい、この予定で進めさせていただきます。

今の予定はまたメールでご連絡させていただきます。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

その他事項は以上になります。

○安達会長 では、本日の議題はここまでですが、特に何か委員のほうからご発

言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、本日は少し早目ですけれども、以上で本日の会議を閉会とさせていただきます。

どうもご苦労さまでした。

午後 3 時 2 0 分閉会